

第5章 平成23年度までの目標

1 入所施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、入所施設に入所している障害のある人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームやケアホーム、一般住宅等に移行する数を見込み、その上で、平成23年度末の段階において地域生活に移行する障害のある人の数値目標を設定します。

区 分	数 値			考 え 方
	身体障害者施設	知的障害者施設	合計	
現時点の施設入所者数 (A)	12人	44人	56人	現時点は平成17年10月1日の数とする
平成23年度末の施設入所者数 (B)	11人	36人	47人	平成23年度末時点の利用人員を見込む
【目標値】 削減見込 (A - B)	1人 (8%)	8人 (18%)	9人 (16%)	差引減少見込数
【目標値】 地域生活移行者数	1人	8人	9人	施設入所からグループホーム、ケアホーム等へ移行する者の数

平成17年10月時点の施設入所者数をベースとして、新たなグループホームの利用者の増加を見込んで国のワークシートにより算定した結果から見込みました。

《国の基本指針》

- ・平成17年度10月1日現在の施設入所者の1割以上が地域生活へ移行することを目指す。
- ・平成23年度末時点の施設入所者数を平成17年度10月1日現在と比較して、7%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定する。
- ・数値目標については、第2期計画の策定にあたって変更しない。

2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

平成24年度までに、受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害のある人（以下「退院可能精神障害者」という。）が退院することを目指し、そのために必要な自立訓練事業等の必要量を見込み、平成23年度末における退院可能精神障害者数の減少目標値を設定します。

区 分	数 値	考 え 方
現在の退院可能な精神障害のある人の人数	13 人	平成 18 年 6 月 30 日現在の退院可能精神障害者数（県の調査による人数）
【目標値】減少数	11 人	上記のうち、平成 23 年度末までに減少を目指す数

県調査による当市の退院可能な精神障害者の人数に基づき、国のワークシートにより算定した結果から見込みました。

《国の基本指針》

- ・平成 23 年度までに、平成 14 年度に入院中の「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」（以下「退院可能精神障害者」という。）の 70% 以上が退院することを目指し、平成 23 年度末における退院可能精神障害者数の減少目標値を設定する。
- ・数値目標については、第 2 期計画の策定にあたっても変更しない。

3 福祉施設利用者等の一般就労への移行

平成 23 年度において、福祉施設利用者及び退院可能な精神障害者のうち、就労移行支援事業等を通じて、同年度中に一般就労に移行する障害のある人の数値目標を設定します。

また、福祉制度を利用した就労支援を強化する観点から、平成 23 年度までに現在の福祉施設利用者のうち、2 割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成 23 年度時点において、就労継続支援事業の利用者のうち、3 割は A 型（雇成型）を利用することを目指します。

区 分	数 値	考 え 方
現在の年間一般就労移行者数	1 人	平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】平成 23 年度の年間一般就労移行者数	5 人（5 倍）	平成 23 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

平成 17 年度の実績をベースに、県の示す基準（4 倍以上）を上回る人数として見込みました。

《国の基本指針》

- ・平成 23 年度の年間一般就労移行者数の目標を、平成 17 年度の年間一般就労移行者数の実績の 4 倍以上とできるよう目標を設定する。
- ・数値目標については、第 2 期計画の策定にあたっても変更しない。